平成23年4月1日

施行

逗子市療育推進事業検討委員会の設置及び運営に関する要綱(平成22年4月1日施行) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達に心配のあるすべての児童の早期発見、早期支援を行い、その能力や適性に応じた適切な支援を個人のライフステージに合わせ継続的に行う療育推進事業について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市療育推進事業検討会(以下「検討会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

- 第2条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 逗子市自立支援会議のメンバー
 - (3) 当事者団体の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要があると認めた者
- 2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。 (アドバイザー)
- 第3条 市長は、検討会の開催に当たり、療育推進事業について知識経験又は実務経験 を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。